

除害施設（油脂遮断装置）の設置・管理

飲食店等で、油脂を多く使用し排水するお店（焼き肉店、中華料理店・ラーメン店など）は、その排水を下水道法に定める水質の基準に適合させるため、油脂遮断装置（グリーストラップ）を設置しなければなりません。

☆ 油を下水道に流さないよう注意してください ☆

飲食店の調理場などに設置されている油脂遮断装置（グリーストラップ）は清掃をおこなわないと調理場からの油などが流出して、店内の排水設備や町が管理する下水道管を詰まらせたり、悪臭が発生するなどして、営業に支障が出たり、周辺に暮らす方への迷惑となってしまいます。

◎油などが下水道にながれると

下水道に流れ出た油などは、冷えると固まりやすくなるため下水道管の内部に付着します。これが繰り返されると、次第に堆積が進み、最後には管を閉塞させて、各家庭のトイレなどが流れなくなるなどの被害が発生します。

※ 下水道管の閉塞物は、場合によっては原因者の責任となります。その場合、原因者が費用を負担して、業者に清掃を依頼して元通りにして頂くことになります。

また、影響を受けた方へ補償をする場合もありますので、グリーストラップを適正に管理し、油などを下水道管へ流さないよう、ご注意ください。

☆ グリーストラップの管理・清掃 ☆

◎グリーストラップの管理・清掃

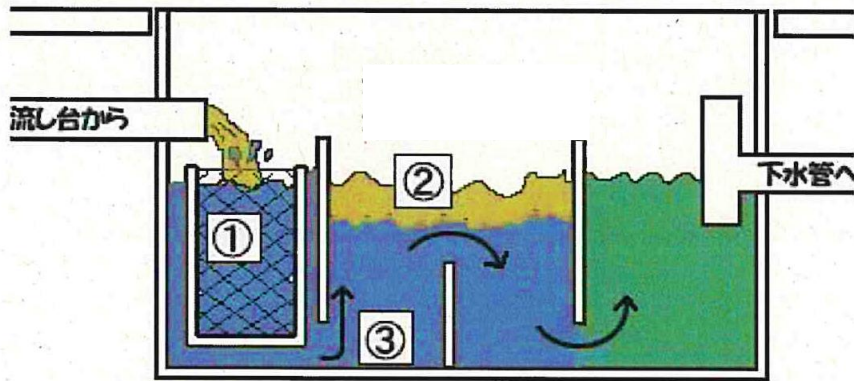
店内にあるグリーストラップを確認してみてください。

残飯や油で一杯になっていませんか？

グリーストラップは毎日の適切な管理をしなければ、十分な能力を発揮することができません。また、残飯や油などをそのままにしておくと、店内の臭いの原因にもなってしまいます。

◎グリーストラップの管理方法について

1. バスケット①にたまったゴミは毎日捨ててください。
 2. 水面②に浮いた油やゴミは毎日すくってください。
 3. 週に1回は底③にたまった油やゴミを取り除いてください。
 4. 月に1回はグリーストラップ全体の清掃をしてください。
- ※ もしも汚れがひどい場合は、清掃の回数を増やしてください。



☆ 油が多いときは別の処理を ☆

清掃をしっかりといても、油が入ったスプーンなどをそのまま捨てたり、大量の油がついた食器などを洗ってしまうと、グリーストラップだけでは取り除くことができません。そのため、次のように別の処理をしてください。

- ① 油のついたフライパンや食器は、新聞やキッチンペーパーなどでふき取ってから洗ってください。
- ② 油を含んだスプーンなどは、冷ました後で浮いた油を除いてから流してください。

※ 油を下水道に流すと施設を傷めたり、環境に負荷がかかります。

☆ 除害施設・特定施設に関する届出について ☆

特定施設を設置していない工場などが排除基準を超える排水を排出する場合には、基準以下の水質にするように除害施設を設置しなければなりません。（特定施設を設置する場合には、下水道法に基づく届出になります。詳しくは、上下水道課工務係にお問い合わせください。）

除害施設を新設、改築、増築する場合には、下水道法第12条、上牧町下水道条例第12条に基づき、除害施設設置等届などの提出が必要です。

下水排除基準一覧表

対象・排水量		公共下水道の使用者				
		特定施設の設置者			特定施設を設置していない者	
		500m ³ /日以上	50m ³ /日以上 500m ³ /日未満	50m ³ /日未満		
対象物質又は項目						
政令の基準	有害物質	カドミウム及びその化合物 (mg/l)	0.03以下	0.03以下	0.03以下	0.03以下
		シアン化合物 (mg/l)	0.5以下	0.5以下	0.5以下	0.5以下
		有機燐化合物 (mg/l)	1以下	1以下	1以下	1以下
		鉛及びその化合物 (mg/l)	0.1以下	0.1以下	0.1以下	0.1以下
		六花クロム化合物 (mg/l)	0.3以下	0.3以下	0.3以下	0.3以下
		砒素及びその化合物 (mg/l)	0.1以下	0.1以下	0.1以下	0.1以下
		水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 (mg/l)	0.003以下	0.003以下	0.003以下	0.003以下
		アルキル水銀化合物 (mg/l)	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと
		ポリ塩化ビフェニル (mg/l)	0.003以下	0.003以下	0.003以下	0.003以下
		トリクロロエチレン (mg/l)	0.1以下	0.1以下	0.1以下	0.1以下
		テトラクロロエチレン (mg/l)	0.1以下	0.1以下	0.1以下	0.1以下
		ジクロロメタン (mg/l)	0.2以下	0.2以下	0.2以下	0.2以下
		四塩化炭素 (mg/l)	0.02以下	0.02以下	0.02以下	0.02以下
		1,2-ジクロロエタン (mg/l)	0.04以下	0.04以下	0.04以下	0.04以下
		1,1-ジクロロエチレン (mg/l)	1以下	1以下	1以下	1以下
		シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/l)	0.4以下	0.4以下	0.4以下	0.4以下
		1,1,1-トリクロロエタン (mg/l)	3以下	3以下	3以下	3以下
		1,1,2-トリクロロエタン (mg/l)	0.06以下	0.06以下	0.06以下	0.06以下
		1,3-ジクロロプロペン (mg/l)	0.02以下	0.02以下	0.02以下	0.02以下
		チウラム (mg/l)	0.06以下	0.06以下	0.06以下	0.06以下
		シマジン (mg/l)	0.03以下	0.03以下	0.03以下	0.03以下
		チオベンカルブ (mg/l)	0.2以下	0.2以下	0.2以下	0.2以下
		ベンゼン (mg/l)	0.1以下	0.1以下	0.1以下	0.1以下
		セレン及びその化合物 (mg/l)	0.1以下	0.1以下	0.1以下	0.1以下
		ほう素及びその化合物 (mg/l)	10以下	10以下	10以下	10以下
		ふっ素及びその化合物 (mg/l)	8以下	8以下	8以下	8以下
		1,4-ジオキサン (mg/l)	0.5以下	0.5以下	0.5以下	0.5以下
	その他	フェノール類 (mg/l)	5以下	5以下	5以下	5以下
		銅及びその化合物 (mg/l)	3以下	3以下	3以下	3以下
		亜鉛及びその化合物 (mg/l)	2以下	2以下	2以下	2以下
		鉄及びその化合物(溶解性) (mg/l)	10以下	10以下	10以下	10以下
		マンガン及びその化合物(溶解性) (mg/l)	10以下	10以下	10以下	10以下
		クロム及びその化合物 (mg/l)	2以下	2以下	2以下	2以下
ダイオキシン類 (pg-TEQ/l)		10以下	10以下	10以下	10以下	
条例で定める基準	温度 (°C)	45以下	45以下	45以下	45以下	
	水素イオン濃度(pH)	5以上9以下	5以上9以下	5以上9以下	5以上9以下	
	ルルルヘキサン抽出物質含有量	鉱油類含有量 (mg/l)	5以下	5以下	5以下	5以下
		動植物油脂類含有量 (mg/l)	30以下	30以下	30以下	30以下
	アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 (mg/l)	380以下	380以下	380以下	380以下	
	生物化学的酸素要求量(BOD) (mg/l)	5日間に1,500以下	5日間に1,500以下	5日間に1,500以下	5日間に1,500以下	
	浮遊物質(SS) (mg/l)	1,500以下	1,500以下	1,500以下	1,500以下	
	沃素消費量 (mg/l)	220以下	220以下	220以下	220以下	
	窒素含有量 (mg/l)	240以下	240以下	240以下	240以下	
	燐含有量 (mg/l)	32以下	32以下	32以下	32以下	

- ・ 内は直罰基準（特定事業場に適用される水質基準です。違反すると直ちに罰則の対象となり、除害施設設置基準に優先して適用されます。）
- ・ 内は除害施設設置基準（すべての工場・事業場に適用される水質基準です。下水道へ汚水を流すときには除害施設（排水処理施設）を設置する等して、この基準以下にしなければなりません。）
- ・ ダイオキシン類については、ダイオキシン類対策特別措置法に規定する特別施設を設置する事業場に適用されます。